

<報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和7年2月17日

建設業者に対する営業停止処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する営業停止処分を行いました。

1 被処分者

商号	誠和建設株式会社
主たる営業所の所在地	埼玉県川口市戸塚2丁目22番28号
許可番号	埼玉県知事許可（般－2）第49025号

2 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

・期間

令和7年3月4日から同年3月10日までの7日間

・停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

3 処分年月日

令和7年2月17日

4 処分の原因となった事実

誠和建設株式会社は、千葉県流山市内を現場とする民間工事において、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことは、同法第16条第2号の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

また、同工事において、同法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、政令で定める金額以上の下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

(参考：関係法令抜粋)

建設業法

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（略）に違反した場合において、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。（略）

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。

2 （略）

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7 （略）